

NPO かねやま電雪 設立趣旨書

1. 趣旨

山間僻地の過疎化は全国的現象ですが、特に東北地方の豪雪地帯は顕著であり、点在する主を失った民家はその象徴です。私たちは、この民家を雪室に改修し、冬季の豪雪を取り入れ、雪を滑落させる太陽光パネルを設置し、雪冷熱と太陽光エネルギーを利用することにより、中山間地域の振興や環境の保全に資すると考えました。本事業には、改修や太陽光パネルなどの初期設備、雪室管理などの費用が発生しますが、得られる収入は僅かです。土地家屋所有者や地元住民の運用や資金面の協力が必要であり、管理運営の社会的責任も発生します。それらを果たすために「NPO 法人 かねやま電雪」を立ち上げました。

2. 経過

発端は、昔仕事で故郷を後にした団塊世代の 2017 年夏のふとした会話です。金山町有屋 の最も奥にある無人となった旧自宅を何とかできないか？でした。「タダ .. でケル .. といっても 誰もイラネ ... 」と。「イラネ ... 」の理由は、山奥の不便さと豪雪です。過疎化は時代の流れとは言え、金山育ちの団塊世代にとって雪は辛くても日常であり、吹雪の中を中学校まで通った体験は勲章のようなものです。家を守る「そがき」は晩秋の 習わしであり、それぞれが生まれ育った家も、豪雪に耐えてきた歴史を背負っています。当初、住宅を解体して高架の太陽光発電設置なども考えましたが、歴史を消し去ること にわだかまりがありました。そこで家屋を改修して雪室として再利用し、同時に太陽光発電を設置できないか検討しました。厄介な雪を逆利用し、昭和の思い出も残しながら自然 エネルギーを生かした未来志向の建物に変える発想です。

計画の骨子は、

- 1) 雪に耐えられる太陽光パネルを設置する。
- 2) 1 階部分を断熱材で内装して雪室とする。
- 3) 2 階部分は、昭和団塊世代のメモリアル空間とする。

雪室については、山大工学部横山孝男名誉教授の指導を仰ぎながら、2018 年 4 月～7 月に 8 m³小型雪室の実証実験を行い、約 100 m³の母屋雪室が実用になる予測も立てることができました。金山中学 1963 年卒の同級生 3 名が呼びかけ人となって準備を進めました。

当 NPO 法人 は、これらの施設を借り受けて、その運用にあたります。

2018 年 6 月 24 日 第 1 回 呼びかけ人会議

2018 年 7 月 22 日 第 2 回 呼びかけ人会議

2018 年 8 月 4 日 発起人会

2018 年 8 月 18 日 設立総会

第2号議案 定款（初年度の役員・会費含む）に関する件

特定非営利活動法人かねやま電雪定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かねやま電雪という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県最上郡金山町大字有屋3 1 2番地に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、空き家を活用して、太陽光などの自然エネルギー発電事業と雪室などの利雪事業及び昭和の思い出展示活動などを、住民共同出資によって展開し、金山町住民の環境保護活動やふるさと再生に資することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（1）中山間地域の振興を図る活動

（2）環境の保全を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

① 空き家（古民家）維持管理事業

② 太陽光発電などの自然エネルギーによる発電事業

③ 雪室などの利雪事業

④ 古民家を活用した思い出の昭和展示活動

⑤ 自然に親しむ活動

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の一種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）継続して2年以上会費を滞納したとき。

（4）除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 犯罪行為をしたことがあきらかになったとき。

(抛出品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、金山町に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小沼 正和
副理事長	三上 重光
理事	柴田 清正
理事	水戸部 秀利
理事	菅原 恵美
監事	阿部 進

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成32年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	10,000円
正会員会費	1,000円(1年間分)

第 3 号議案 設立当初の事業年度及び平成 31 年度の事業計画に関する件

設立当初の事業年度の事業計画書（案）

法人成立の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人かねやま電雪

1 事業実施の方針

定款の趣旨に基づき以下の方針とします。

- 1) 次期の具体的事業化に向けた体制整備、詳細計画の策定を進めます。
- 2) 財政確立のために 20 名以上の会員を目指します。
- 3) 空き家（古民家）の適正な賃貸借契約を進めます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
空き家(古民家) 維持管理事業	来期の具体的活動のための 準備業務	(A) (B) (C)	(D) (E)	0 円
太陽光発電等な どの自然エネル ギーによる発電 事業		(A) (B) (C)	(D) (E)	
雪室などの利雪 事業		(A) (B) (C)	(D) (E)	
古民家を活用し た思い出の昭和 展示活動		(A) (B) (C)	(D) (E)	
自然に親しむ活 動		(A) (B) (C)	(D) (E)	

平成 31 年度の事業計画書（案）

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人かねやま電雪

1 事業実施の方針

定款の趣旨に基づき以下の方針とします。

- 1) 財政確立のために会員総数 25 名を目指すとともに、事務局体制を確立します。
- 2) 事業の拡大安定化のために寄付金募集に取り組みます。
- 3) 施設の稼働及びオープンを 5 月中旬とします。
- 4) 太陽光発電、雪室の適正は管理運営に努めます。
- 5) 古民家を活用した諸事業を充実させます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
空き家(古民家) 維持管理事業	①維持管理	(A) 通年 (B) 当法人施設 (C) 当法人役員	(D) (E)	60
太陽光発電等な どの自然エネル ギーによる発電 事業	①発電事業（自家消費・売電） 10kWを想定 ②施設維持管理 ③新規発電の研究開発（水力発電）	(A) 5月中旬発電及び 売電開始 (B) 当法人施設 (C) 当法人役員	(D) (E)	20
雪室などの利雪 事業	①雪室活用事業 （酒、野菜、新雪の保存） ②施設維持管理 ③雪室と雪活用の研究開発	(A) 4月末稼働 (B) 当法人施設 (C) 当法人役員	(D) 一般町民 (E) 雪室預託 50 人	75
古民家を活用し た思い出の昭和 展示活動	①展示物収集 ②展示会開催 4月～11月毎週日曜開館予定	(A) 5月中旬オープン (B) 当法人施設 (C) 当法人役員	(D) 一般町民 (E) 延べ 300 人	10
自然に親しむ活 動	①自然に親しむ会の開催（3 回程 度）・雪、水、雪室	(A) 初回は 10 月予定 (B) 当法人施設 (C) 当法人役員	(D) 一般町民 (E) 各回 20 人	10

平成31年度 活動予算書（案）
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

特定非営利活動法人かねやま電雪
(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費・入会金			
正会員受取会費	25,000		
正会員入会金	20,000		
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
売電事業収益	100,000		
雪室事業収益	56,000		
5 その他収益			
受取利息			
雑収益	33,600		
経常収益計		334,600	
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
賃金	70,000		
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
人件費計	70,000		
(2) その他経費			
土地家屋設備賃借料	60,000		
会議費			
旅費交通費			
消耗品費	25,000		
広告宣伝費	10,000		
手数料	10,000		
その他経費計	105,000		
事業費計	175,000		
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	60,000		
人件費計	60,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信費	10,000		
消耗品費	10,000		
光熱水費	10,000		
租税公課			
予備費	40,000		
その他経費計	90,000		
管理費計	150,000		
経常費用計		325,000	
当期経常増減額			9,600
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			9,600
前期繰越正味財産額			73,000
次期繰越正味財産額			82,600

第 5 号議案 役員報酬に関する件

設立当初の事業年度及び平成 31 年度の役員報酬額は無報酬とします。

第 6 条議案 設立代表者選任に関する件

設立代表者として小沼正和氏を選任し、認証申請に係る権限を委任します。